

政令第百六十一号

電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（電波法施行令の一部改正）

第一条 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第百三条の二第十四項の」を「第百三条の二第十四項本文の」に改める。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第二条 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項及び第四項中「第四条第一項第二号」を「第四条第二号」に改め、同条第五項中「電鍵開閉操作」を「電鍵開閉操作」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第三条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号中「第五条第二項第一号」を「第四条の二第二項（次章に定める技術基準に相当

する技術基準に適合している無線設備に係る特例」に、「無線局を」を「実験等無線局を」に、「空中線電力。次項」を「空中線電力。同項」に改める。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正）

第四条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第四条第一項第二号の項中「第四条第一項第二号」を「第四条第二号」に改める。

附 則

この政令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。

理由

電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整理をする必要があるからである。